

第3回山形県・酒田市病院統合再編協議会

日時：平成19年7月5日 13時30～14時10分

場所：山形県庁 503会議室

出席者：齋藤弘山形県知事 阿部寿一酒田市長

(運営委員) 野村一芳山形県病院事業管理者 新澤陽英県立日本海病院長
藤田穰山形県健康福祉部長 高橋節山形県庄内総合支庁長 中村護酒
田市副市長 栗谷義樹市立酒田病院長 松本恭博酒田市企画調整部長
佐藤俊男市立酒田病院事務部長

(事務局) 山形県病院事業局北庄内医療整備推進室

事務局 : (進行)

知 事 : みなさんこんにちは。遠くからお集まりいただきまして、ありがとうございます。ちょっと経緯をあらためてお話させていただきますと、県立日本海病院と酒田市立病院の再編統合にあたっては、去る3月30日でございますけれども、開催した前回のこの協議会におきまして、「山形県・酒田市病院統合再編整備基本構想」というのを決定いただいたところでございました。その統合再編にあたっての基礎となるべきものがここで合意されたということでございます。そしてこの基本構想におきまして、なお検討を要するとされました課題のうち、とりわけ、統合後の新病院の経営形態のあり方というところが大変大きなテーマとなっていたところでございます。この経営形態のあり方に関する有識者委員会というのを、計これまで4回いたしました。そして各委員に、専門的な見地から大変有意義なご意見を頂戴してきたところでございます。その結果を、「統合病院の経営形態に関する報告書」という形でとりまとめいただき、そして統合病院の形態は「一般地方独立行政法人」が最も適していると、こういうようなお話をいただいたところでございました。5月7日の協議会運営委員会におきまして、この報告内容が了承され、統合再編後の経営形態の案として、「一般地方独立行政法人」としたところでございます。その後この経営形態については、議会さらには酒田市議会をはじめまして、地域のみなさんや両病院の職員のみなさんからさまざまなご意見をいただきながら、これに対してご説明も申し上げてまいったところでございます。この新病院の経営形態につきましましては、今日せっかくの機会でございますので、みなさまから忌憚のないご意見を頂戴しながら、ぜひ最終的に阿部市長と私との間で合意ができて、そしてこの場でみなさんとともに決定という

形でお話しが進めばと思いますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

事務局：続きまして、阿部市長にお願いします。

酒田市長：みなさん今日のご苦勞様です。知事さんから経緯のお話しがございましたけれども、有識者委員会、そしてまた運営委員会の方の熱心かつ慎重なご討議が重ねられ、前回の協議会で課題になっていたことについて、本日また第3回目の協議会で方針を決めていくという段階に来られたということは何よりのことだということに思っています。あらためて関係皆様のお力添えに心から感謝すると同時に、今日また慎重なご議論をいただき、ただ今知事さんからもお話しがありましたように、地域の医療の充実、確保のためにまた大きな一歩を記すような協議会になれば大変ありがたいなということに思っているところでございます。ぜひみなさんからも、私も後ほど意見をいろいろ申し上げるつもりでございますけれども、ぜひ活発なご議論を、専門的な見地からですね、お披瀝いただければ幸いなということに思います。今日はどうもご苦勞様でございます。

(事務局進行・資料1～2説明)

事務局：委員のみなさん、何かございませんか。なければ知事、市長からご質問等ございませんか。

知事：ではいろいろお話し合いさせていただければと思いますが、敢えて私から申し上げたいのは、いろいろなところできっちり申し上げているのですが、やはり主眼は住民の方々に対して安心して、信頼の置ける、高度な医療サービス、安心・信頼・高度とこれが3つのセットのような形で、キーワードとして申し上げております。もう一つ重要なことは、元々は県立病院であったり市立病院であったり、公的な部門、公的セクターの主導の下でできてきた病院であると。これもやはり一方では忘れてはならないと思いますね。これは何故かと言うと、やはり民間で任せておいてはなかなかサービスが、もしかしたら提供されないかもしれない分野というのは必ずある。特にそれは救急救命医療の分野であると、こう思われます。我々はこれに対して、救急救命センターというのを別途新たに庄内地区全般、さらには最上地区までも守備範囲において設置するということまではみなさんの意向が揃っておるわけでありまして、我々もそれは

そうしたいと思っているわけです。そういう意味で公的な部門と民間的な部門というその峻別をしっかりとやった上で、元々あった公的な性格のものであったところは我々が責任を持って、そのサービスは供給していくと。後は、それ以外の分野とされた部分については、むしろより効率性を求めて、高い次元で医療サービスが提供できるようになって、かつ病院としても経営ということの主眼に置いた運営が、経営ができる、こういう事態になることが望ましいのだろうなと思います。そういう意味で、先ほどの報告書において、経営形態の選択の視点というのをいくつか、七項目にわたって指摘されていたわけでありまして、それぞれもつともだなあと思う点があります。したがって、その点を踏まえてやはり我々としては、最も経営として病院を、統合再編相成った後の病院の経営として、経営体として中心にして考えた時に何が最も望ましい経営形態なのかと考えると、やはりこの六点、七点にわたって視点を提供されているところに鑑みれば、一般地方独立行政法人という結論に至るのかなあと思います。そのように考えていくと、住民のみなさまに対しても決して不安を与えることのない、むしろこれまで以上の医療サービスが提供されるのだということをご理解いただけるのではないかと思います。

事務局：市長さんお願いします。

酒田市長：ここの経緯の中でご説明いただいたように、自治体病院経営に係り、また企業体の経営ということでも、専門的な見地から検討を重ねていただいた有識者委員会の報告書、そして同じく専門家のみなさんを中心として、運営委員会でしっかり検討していただいた結果でありますので、それ自体現段階での自治体病院の運営を考えると一つの重要な方向性として重く受け止めるべきものだろうというふうに思います。加えて、酒田市立病院の将来を、この再編統合の議論の前に検討した時も、外部委員会で検討させていただいたのですが、その時もこの地方独立行政法人制度というものの方向性を、その外部委員会からいただいているというような経緯もございます。このように、自治体病院経営に関して専門的な立場で、また最前線で頑張らせていただいているみなさんから導き出していただいた、慎重な審議の結果導き出していただいた結論でございます。また、この報告書の中にもありますけれども、昨今の国や、先進自治体というのは言い過ぎかもしれませんが、地方公共団体の病院経営

をめぐり動きなどを見ても、この独立行政法人という方向性はあるべき方向性の一つではないかなと私も思います。この中で述べられているように、医療制度改革の中で市民のニーズに的確に、また迅速に対応するための有効の方法であり、そしてまた効率的な病院運営を可能にする有力なシステムだと思えます。そういうことから考えれば、病院、知事も同じであります。市立病院の設置者として、また地域のみなさんの健康や医療を預かる者の立場としても、一般地方独立行政法人という形で新病院の運営がなされていくという方向性を定めることに私は異論はなく、むしろそのようにしていただきたいというふうに思っております。なお、この報告書の中にもあるようではありますが、優れた制度であってもまだ慣れている制度かということについてはいろいろな意見があるのしょうから、先ほど室長の方からも説明していただきましたけれども、市でも延べ17回、25地区で説明会をやらせていただいていますし、またホームページや市の広報などでもしっかりと広報させていただいているつもりでございますが、今知事からお話しがあったような趣旨なども含めて、しっかりこれからもこの方針を定めた後だとしても、しっかりその辺りの理解を深める努力はこれからも継続してやっていかなければならない、やっていきたいと申し述べさせていただいて、私の思いを述べさせていただきました。

事務局 : ありがとうございます。他にご発言はございませんでしょうか。

知事 : みなさんからもうないですか。ございませんか。ではちょっともう一言。先ほど申し上げた点というのは、やはり病院と住民、我々は本当に住民本位で、特に庄内地区の方々に対しての医療サービスということをお願いしたわけですが、それは先ほど申し上げたとおりでございます。もう一つこの一般地方独立行政法人というふうに判断するときに念頭においていかなければいけないのは、県民のみなさまから見たら内輪の理論だというふうに思われるかもしれませんが、やはり病院で働いているそれぞれの人たちの身分ということはですね、これはやはり働いている人、職員の、メディカルドクターも含めてですが、立場になって考えてみると、それはやはり自分たちの身分についての不安というのはどうしてもあるのだろうというふうに思います。ここは我々としても、これから一般地方独立行政法人を進めていくという結論に至ってもなおこの不安というのは、職員の方々は抱えているものだというふうに思います。

ので、そういう不安のまま枠組みだけそうだとっても、実体が伴わないとなっても本末転倒であります。実際に医療サービスを提供するのは、病院のそれぞれの職員の方々一人一人、お医者さんも含めてですが、一人一人なわけでございますので、この職員の方々についても、我々は今後とも、この移行過程についてはもちろんのこと、一定期間そうしたみなさんの不安というのを我々も十分配慮して進んでいかなければいけないのかなあというふうに思います。ここは敢えて、マスコミの方々もたくさんいらっしゃるので、内輪の議論というふうに受け取られがちだとは思いますが、でもこれもとても大切なことだと思いますので、そこだけ敢えて申し上げさせていたいただきたいと思っております。

酒田市長：知事さんの発言のとおりだとは思いますが、いい医療を提供するためには、医療スタッフの理解と協力が必要不可欠でありますので、ただ今知事さんから温かいメッセージをいただきましたけれども、そういうような形で医療関係のスタッフのみなさんの理解を深めていく努力、協力を得ていく努力というのは引き続き、誠心誠意というか努めていくし、そういう地域の医療を守り発展させていくためですので、必ずや理解が得られ、協力が得られるものだと思います。私達も引き続き誠心誠意、そういう環境作りに努めていかなければならないのではないかとこのように思っております。

野村委員：現場を預かる身といたしまして、ただ今の知事さん市長さんのご意見につきまして、我々も丁寧に、不安のないように、その不安の解消が、患者さんの医療サービスの向上につながるわけでございますので、ぜひ鋭意努めてまいりたいと思っております。またこれから両病院が、全く今までの生い立ちの違う二つの病院が一緒になるわけでございますから、職員の融和についてもよくお話し合いをしながら、一緒の土俵の上で仕事ができるように頑張りたいと思っております。

事務局：よろしいでしょうか。それではただ今の知事、市長の指示も踏まえまして準備をさせていただきますが、統合病院の経営形態につきましては、一般地方独立行政法人ということに決定をさせていただきます、なおその法人の設立時期でございますけれども、平成20年4月1日ということで決定をしてよろしいでしょうか。

知事・市長：はい。よろしく申し上げます。

(事務局進行・資料3～5説明)

事務局 : 委員の方からご発言がありましたらお願いします。

知 事 : では口火を切る意味で。一旦統合再編だと我々も心を決めてやって、今しがた経営形態についてもお決めいただいたわけですので、あまりいつまでも県だ酒田だっていうことを引きずらないようにするというのが必要なんじゃないのかなって思いますね。まさに新しい病院として生まれ変わって、住民の方々に愛される病院であってほしいと思います。そういう意味で、一番最後の、評価委員会ですね、いろいろそれぞれにメリット、デメリットあるんでしょうし、今ご説明あったように二つの評価委員会のメンバーを同一にすることも可能であるというぐらいになっているのであれば、いっそのこと②の方で、両方で合わせて委員会を一つにして、一本化してやるというのが望ましいというふうに思います。また合わせて、住民から愛される病院だという意味で、名称についても一考を要するのかなあというふうに思いますね。当面の間、二つの病院が存在することになるわけで、施設としては存在するわけですので、それが全く別々の名称がついたりするのではなくて、○×病院△△センターというように、一体のものだというふうな形で、そういうことが表にむしろ出てくるようなことで名称も考えられるべきだし、ましてや評価委員会も一体であった方がいいのかなというふうに思います。

栗谷委員 : 評価委員会については、共同で設置するというで全く異存はございません。そのほうが効率的で意思疎通や評価も共有しやすいということがあると思いますので結構だと思います。病院名につきましても、今知事がおっしゃったようにできるだけ一体感が持てるような名前を早く決めていただいて、形としては、地域の人たちが自分たちの病院を自分たちで名前をつけるというような公募の形が望ましいのではないかと思います。

知 事 : 今栗谷先生おっしゃったように、地域に愛されるのであれば公募で、あまり一週間とかでなくもっと長い期間を応募期間に設けて、いろいろな人からいろんな知恵を借りて提案していただいて、いい名前がつくといいですね。

事務局 : ありがとうございます。それでは定款に記載いたします病院名につ

きましては、公募させていただくということで手続きをしてまいりたいと思います。それから2点目の評価委員会につきましては、共同設置ということで準備をさせていただきます。なお、お手元の資料に参考ということで、静岡県立病院機構の定款と評価委員会条例をお配りさせていただきました。6月定例会で議決をしたものでございます。なお法人の設立時期につきましては、平成20年度中ということで、正式にはまだ決まっていないということでございます。評価委員会につきましては公布の日から施行ということでございますので、直ちに評価委員会を設置するというような流れではないかというように思います。以上で協議会につきましては、予定している協議につきましては終了となりますが、各委員から統合再編につきまして、あるいは事務局に対しましてご意見、ご発言がございましたらお願いいたします。

知 事 : このスケジュールを見ますと、非常にクリアすべき点というのが多いですね。特に、ここは市長と私の力量如何によるものだと思いますけれども、定例会をクリアしなければいけない、議会をクリアしなければいけないというのが3つもハードルがあって、そうでないと法人設立までこぎつけられないと。まずは9月の定例会が、こうやって見ますと、それぞれ重要でありますけれども、まずはやはり9月の定款の議決などをやっていくというのは非常に重いことになるのかなと思いますけれども、そういう意味で一生懸命にやらないといけませんね。落ち度なくやらないと全てのスケジュールが狂ってしまうということなので。一方が可決されて一方が可決されなかったなんてことになると・・・。

事務局 : 議会の開催時期も一緒ではないものですから。

知 事 : そうなんですよ。ちょっと、微妙にずれているんですね。半月くらいですね。

野村委員 : その辺情報を共有し、情報を議会にお話をするなんて時も気をつけて、足並みをそろえていこうと思っております。

事務局 : ありがとうございます。それでは第3回目の協議会、これにて閉会とさせていただきます。ありがとうございました。